

北海道農政事務所消費・安全部長 殿
各地方農政局消費・安全部長 殿
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

被覆を要する土壌くん蒸剤の施設内における適正な取扱いの徹底について

クロルピクリンを含有する農薬（以下「クロルピクリン剤」という。）については、「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）第 8 条で被覆を要する農薬として規定されており、その適正な取扱いについて、これまでも都道府県等を通じた指導を行っているところであるが、今般、施設内でクロルピクリン剤を使用した際に農薬使用者の中毒事故が発生した。

ついては、施設内でのクロルピクリン剤の適正な取扱いに関する指導の一層の強化を図るため、農薬使用者に対し、下記の事項について改めて周知・指導を徹底するよう、貴局管下都道府県に対し指導をお願いする。

記

- 1 クロルピクリン剤には刺激性があるため、正しく使用しないと、揮散して農薬使用者に危害が及ぶおそれがあることを認識すること。
- 2 クロルピクリン剤使用時には、吸収缶付き防護マスク、保護眼鏡、不浸透性手袋、ゴム長靴、不浸透防除衣など農薬ラベルに記載された事項に従った適切な防護装備を着用すること。また、注入処理の前後において揮散ガスへの暴露リスクが想定される場面（特に開缶時や土壌消毒機の洗浄時など）でも、注入処理の際と同様に防護装備を着用すること。
- 3 揮散ガスによる危害を防止するため、クロルピクリン剤の使用は朝夕など比較的気温の低い時間帯に行うこと。
- 4 クロルピクリン剤を使用する場合は、揮散を防ぐため、ビニールハウス等の施設内であっても注入処理後直ちに被覆を実施すること。その際、注入処理と同時に被覆する機能を備えた土壌消毒機を使用することが望ましい。
- 5 クロルピクリン剤をビニールハウス等の施設内で使用する場合は、施設を開放するなど換気に留意して使用し、使用後は速やかに施設を密閉すること。